

久喜市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

久喜市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年久喜市規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。